

令和 3 年 4 月 12 日答申

事件番号 令和 2 年 (審) 第 5 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和 2 年 6 月 9 日付けで審査請求人に対して行った住民票の写しの不交付決定に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人が、処分庁に対し、住民基本台帳事務における支援措置申出書が提出されている支援対象者を住民票の写しの交付の対象者として交付の申出をしたところ、この申出について処分庁が不交付決定をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求を行う事案である。

2 関係法令等

(1) 関係法令の定め

本件に関する住民基本台帳法（以下「法」という。）の定めは別紙 1 に記載したとおりである。

(2) 住民基本台帳事務処理要領の定め

本件に関する、地方自治法 245 条の 4 第 1 項に基づく国の技術的助言である住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。令和元年 6 月 12 日付け総行住第 28 号によるもの。以下「事務処理要領」という。）は、別

紙 2 に記載したとおりである。

(3) 平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号通知

本件に関する、平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号総務省自治行政局住民制度課長通知「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」

(以下「平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号通知」という。) は、別紙 3 に記載したとおりである。

(4) 平成 18 年 10 月 4 日付け総行市第 136 号通知

本件に関する、平成 18 年 10 月 4 日付け総行市第 136 号総務省自治行政局市町村課長通知「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」(以下「平成 18 年 10 月 4 日付け総行市第 136 号通知」という。) は、別紙 4 に記載したとおりである。

3 住民票の写しの交付における支援措置

(1) 住民票の写しの交付

市町村が備える住民基本台帳に記録されている者は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求することができる(法 12 条 1 項)。ただし、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる(法 12 条 6 項)。

また、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる(法 12 条の 3 第 1 項)。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

(2) 住民基本台帳事務における支援措置

事務処理要領は、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）等の行為の加害者が、住民票の写し等の交付等の制度を不当に利用してDV等の行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、以下の住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）を講ずるものとしている。

ア 申出の受付

市町村長は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 1 条 2 項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命若しくは身体に危害を受けるおそれがあるもの等又はそれらに準ずるものから、支援措置の申出を受け付ける（事務処理要領第 5－10－ア－（ア））。

イ 支援の必要性の確認

市町村長は、被害者が支援措置を実施するための要件を満たすことについて、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴取して確認する。この場合において、市町村長は、これら以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えないこととされている（事務処理要領第 5－10－イ－（ア））。

ウ 支援措置の実施

市町村長は、支援対象者に係る住民票の写し等の交付に関し、加害者から請求又は申出がなされた場合、原則として、不当な目的がある

ものとして請求を拒否し、又は法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する（事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)）。

ただし、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい（事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)）。

4 前提事実

(1) 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の提出

処分庁は、令和元年 10 月、〇〇〇〇（以下「**本件対象者**」という。）から「住民基本台帳事務における支援措置申出書」が提出されたので支援の必要性を確認し、本件対象者について支援措置（以下「**本件支援措置**」という。）を実施した。

(2) 住民票の写しの交付の申出

審査請求人は、令和 2 年 6 月 3 日、処分庁に対し、利用目的を「妻へ対し、裁判の訴状を送付」として、本件対象者の住民票の写しの交付の申出（以下「**本件交付申出**」という。）を行った。これに対して、処分庁は後日文書で回答する旨を伝えた。

(3) 住民票の写しの不交付決定

処分庁は、令和 2 年 6 月 9 日、本件対象者が支援対象者に該当し、本件交付申出は法 12 条の 3 第 1 項各号に該当しないためであるとする旨の理由を付して、本件交付申出に係る住民票の写しの不交付決定（以下「**本件処分**」という。）を行うとともに、裁判所に訴状を提出する方法については裁判所に相談する旨の案内を付して、審査請求人に対し、本

件処分に係る通知書を発送した。

(4) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 2 年 7 月 10 日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

(5) 弁明書の提出

処分庁は、令和 2 年 8 月 5 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(6) 反論書の提出

審査請求人は、令和 2 年 9 月 4 日付けで、審査庁に対し、反論書を提出した。

(7) 質問事項書の提出

審査請求人は、令和 2 年 9 月 16 日付けで、審査庁に対し、質問事項書を提出した。

(8) 口頭意見陳述

大田区審理員は、令和 2 年 9 月 30 日、処分庁が出席した上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(9) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 2 年 11 月 13 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(10) 諮問

審査庁は、令和 2 年 12 月 2 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「**当審査会**」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、本件対象者について実施されている本件支援措置が不当であるか、このような不当な支援措置を前提とした本件処分は違法である

か否かである。

第 4 争点に関する審査関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件対象者に実施されている本件支援措置は不当であり、このような不当な支援措置を前提とした本件処分は違法であるので、その取消しを求める。

- (1) 審査請求人はDV加害者ではなく、むしろDV被害者であるにもかかわらず、本件対象者は、子の親権を取るために子どもを連れ去り、連れ去り後の監護実績を積むために、住所を秘匿して裁判の進行を妨げる目的で支援措置を悪用した。
- (2) 処分庁は、本件対象者による支援措置の申出に対し、審査請求人に一切の連絡なく本件支援措置を決定しており、適切な確認措置を怠っている。
- (3) 審査請求人は本件対象者の住所を知っており、本件対象者は本件支援措置後も審査請求人を恐れることなく交流していることから、支援の必要性はない。

2 処分庁の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は適法かつ正当である。

- (1) 支援措置の必要性については、事務処理要領の規定に基づき、DV等の被害者であるとして、本件対象者から申出を受け、相談機関からの意見が付された「住民基本台帳事務における支援措置申出書」によって確認しており、事務処理要領に則り適正に確認し判断している。
- (2) 本件対象者に対しては支援措置が実施されているので、不交付の対象者である審査請求人による本件交付申出は、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)に基づき、法12条の3第1項各号に掲げるものに該当しないと判断されるが、本件交付申出の利用目的を厳格に審査したところ、

裁判の訴状の送付のためであることから、平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号通知に従い、裁判所窓口で教示を受けるよう案内するとともに、本件処分を行ったものである。

3 審理員の意見の要旨

本件交付申出は、本人等以外の者の申出であるところ、本件対象者には審査請求人を不交付の対象者とする支援措置が実施されていることから、処分庁は事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)に基づき、審査請求人は法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして、本件交付申出を拒否しているのであるから、法及び事務処理要領に反するところはない。

その上で、審査請求人は、本件対象者の住民票の写しの利用目的を「妻へ対し、裁判の訴状を送付したく」としているから、処分庁は、利用目的を厳格に審査し、特別の必要がある場合であるとの判断の下、不交付であることを通知するとともに、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内しており、事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)及び平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号通知に従った対応がなされている。

したがって、本件処分は、根拠法令に基づき適法に処理されており、違法とも不当ともいえない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 2 年 12 月 2 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 12 月 9 日、令和 3 年 1 月 8 日、同年 3 月 15 日及び同年 4 月 12 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件対象者について実施されている本件支援措置の必要性は処分庁が事務処理要領に基づき適正に確認して判断しているので、本件支援措置を前提として、事務処理要領に従って本人等以外の者の申出であ

る本件交付申出が法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして本件交付申出を拒否した本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 支援措置制度の合理性

支援措置は、DV 等の加害者が住民基本台帳等の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、国の技術的助言である事務処理要領により定められているもので、全国の他の地方自治体においても行われており、その目的及び内容について、合理性を有した制度と解される。

2 処分庁による本件処分の適法性・妥当性

(1) 本件処分の事務処理要領準拠性

本件では、処分庁が、事務処理要領第 5-10-イ-（ア）に従い、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に基づく支援の必要性を確認したことから、本件対象者について支援措置を実施したものと認められる。

具体的には、事務処理要領第 5-10-コー（イ）-（A）に従った取扱いがなされている。すなわち、審査請求人による本件交付申出は、本件支援措置における不交付の対象者によるものであることから原則として拒否すべきであるところ、審査請求人が、本件交付申出の利用目的を「妻へ対し、裁判の訴状を送付したく、住民票の開示を求める」と記載していたことから、例外として利用目的をより厳格に審査して申出に特別の必要があると認められる場合に該当しないかを検討した。その結果、処分庁は、本件交付申出は法 12 条の 3 第 1 項各号に該当しないとして本件処分を行うとともに、平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号通知に従い、裁判所窓口で教示を受けるように案内した。

したがって、本件処分は、事務処理要領が定める取扱いに準拠したもののといえる。

(2) 審査請求人の主張について

ア 本件対象者が支援措置を悪用した旨の主張について（第4の1(1)）

審査請求人は、自分はDV加害者ではなく、むしろDV被害者であるにもかかわらず、本件対象者は、子の親権を取るために子どもを連れ去り、連れ去り後の監護実績を積むために、住所を秘匿して裁判の進行を妨げる目的で支援措置を悪用したものであるから、不当な支援措置による処分の取消しを求める旨主張する。

しかし、処分庁は、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載された相談機関の支援の必要性があるという意見について疑念を生じさせる事情がなく、かつ、本件対象者が同申出書を持参したときにおいても支援の必要性を疑わせるような事情もなかったことから、事務処理要領第5-10-イ-(ア)に従い支援の必要性を確認したものであり、処分庁が本件対象者について支援措置を実施したことは適法であり、かつ、不当であるとはいえない。

なお、審査請求人は本件対象者が住所を秘匿して裁判の進行を妨げる目的で支援措置を悪用していると主張する。

しかし、裁判所に提出する必要がある場合に支援措置により住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については平成30年12月3日付け総行住第199号通知が裁判所窓口で教示を受けるように案内することとしている。

審査請求人とすれば、本件対象者の住民票上の住所が明らかでなくても、係る通知が示すとおり、裁判所において手続の教示を受けることにより、裁判を進行させることができるのであるから、本件支援措置により裁判の進行を妨げられることにはならない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 処分庁は支援措置の必要性について適切な確認措置を怠っている旨の主張について（第 4 の 1 (2)）

審査請求人は、処分庁は、本件対象者による支援措置の申出に対し、審査請求人に一切の連絡なく本件支援措置を決定しており、適切な確認措置を怠っていると主張する。

しかし、事務処理要領には、支援措置の申出を受理するに当たり、当初受付市町村において申出者が「加害者」欄に記載した者の弁明を聴取するための規定や、この者に関する調査をするための規定が設けられていない。

また、本件では、本件対象者が持参した支援措置申出書には、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見が記載されていたことから、処分庁は事務処理要領に従って支援の必要性を確認して本件支援措置を実施したものである。

したがって、処分庁が適切な確認措置を怠っているとはいえない。

ウ 本件対象者には支援の必要性がない旨の主張について（第 4 の 1 (3)）

審査請求人は、本件対象者の住所を知っており、本件対象者は本件支援措置後も審査請求人を恐れることなく交流していることから、支援の必要性はないと主張する。

しかし、本件対象者による支援措置の申出時には、前述のとおり、処分庁が「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載された相談機関の支援の必要性があるという意見について疑念を生じさせる事情がなく、同申出書を持参したときの本件対象者について支援の必要性を疑わせるような事情もなかった。

また、本件処分は本件支援措置の期間内に行われたところ、本件処分時までに本件対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたこと

はなく、処分庁が本件対象者について支援の必要性がなくなったと認めるような事情もなかった。

したがって、本件処分時に本件対象者には支援の必要性はなかったとはいえない。

(3) 小括

以上のとおり、本件において、処分庁による本件処分は、事務処理要領が定める原則的な取扱いに準拠したものであり、本件交付申出が法 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないものと認められることから、適法であり、かつ、不当であるとはいえない。

3 手続について

審理員の審理手続については、第 2 の 4 (5)ないし(8)記載のとおり、行政不服審査法の規定に従い、処分庁からの弁明書の提出、審査請求人からの反論書や質問事項書の提出、口頭意見陳述がそれぞれなされていることから、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服審査申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 川 義 郎

委員 原 口 昌 之

委員 菅 沼 篤 志

(別紙 1)

本件に関する法の定め

1 条

この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

12 条 1 項

市町村が備える住民基本台帳に記録されている者（当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。）を含む。次条第 1 項において同じ。）は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

12 条 6 項

市町村長は、第 1 項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。

12 条の 3 第 1 項

市町村長は、前 2 条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第 7 条第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第 7 項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

本件に関する事務処理要領の定め

第 5 その他

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法（中略）第 12 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、（中略）第 12 条の 3 第 1 項から第 6 項まで（中略）の規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

- A 配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- B ストーカー規制法第 7 条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
- C 児童虐待防止法第 2 条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監

護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(イ)～(オ) 略

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア～(ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 略

ウ～オ 略

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年とする。

キ～ケ 略

コ 支援措置

(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、加害者が含まれている場合を含む。）

法第 11 条の 2 第 1 項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。

(B)、(C) 略

B 略

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（中略）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B)、(C) 略

サ 略

(別紙 3)

本件に関する平成 30 年 12 月 3 日付け総行住第 199 号通知

DV等支援措置について、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、当該請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)において、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付するなどの方法を示しているところである。

この点について、今般の最高裁事務連絡によれば、

- ・ DV等支援措置において加害者とされた者が被害者を被告として訴訟を提起する場合等には、加害者とされた原告等及びその代理人は、被告等の住民票の写し等を取得することができず、被告等の住所を住居所不明と記載するなどした上で訴状等を提出せざるを得ないことが想定される
- ・ 原告等又はその代理人が、裁判所に対し、被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に、被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出する場合には、裁判所は、当事者の特定や被告に対する訴状等の送達場所等の特定のため、市区町村に対し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第151条若しくは第186条又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条に基づき、被告等の住所に関する調査嘱託を行うことが考えられる

とされている。

よって、今後、市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、

加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によること。

また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。

なお、調査嘱託は民事訴訟法等に基づく手続であり、応答義務があるものと解されることから、市区町村においては、これに回答する必要があること。

(別紙 4)

本件に関する平成 18 年 10 月 4 日付け総行市第 136 号通知

2 留意点

- (1) 支援の申出者が既に警察署等に相談している場合の取扱いについては、平成 16 年質疑応答問 4 において既に通知しているところですが、一部の市町村において、警察署等に既に相談している申出者に対して、再度警察署等を訪問し、申出書の「警察等の意見」欄を警察署等において記入のうえ、改めて申出書を提出するよう指導していると思われるケースがあるとの報告がなされています。平成 16 年質疑応答において既に通知のとおり、申出者が事前に警察署等に相談している場合に、再度申出者を警察署等に相談に行くよう教示することは適当ではないと考えます。
- (2) 一部の市町村において、DV・ストーカー行為等の被害者の保護のための支援措置を行うかどうかの判断を、実質的に警察等の機関に委ねているのではないかとと思われるケースがあるとの報告がなされています。申出者がDV・ストーカー行為等の被害者に該当するかどうかの判断の客観性を担保するうえで、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くことや保護命令決定書の写し、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を受けることは必要な手続ではありますが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付などに係る支援措置の実施に関する最終的な判断は、市町村長において主体的に行うことが必要と考えます。

なお、事務処理要領第 6-10-イ (ア) 中「上記以外の適切な方法」として、自市町村にDV・ストーカー行為等の被害者の相談に対応することが適切な部署が設置されている場合には、当該部署の長の意見により確認を行うこととして差し支えありません。

さらに、他の市町村で支援措置を受けていた被害者が、当該市町村における支援措置期間が終了する前に自市町村に転居してきた場合には、同人から新たに申出を受け付けることとなりますが、その際に必要となる支援措置に必要な確認を、先に支援措置を行った市町村の長に対して行うこととしても差し支えありません。